

平成28年11月30日

花柳流名取の皆様

花柳貴彦からの重要なお知らせ

花柳貴彦代理人

弁護士 久保利 英 明

弁護士 小 川 尚 史

弁護士 井 上 拓

前略

花柳貴彦からご流儀の皆様に対して重要なお知らせがございます。

1 控訴審判決が本年12月16日に言い渡されることとなりました

既にご報告したとおり、本年5月、東京地方裁判所の岩井伸晃裁判長は、花柳寛氏が花柳貴彦に対して行った除名処分は無効であると判断し、花柳貴彦は花柳流の名取の地位にあることが認められました。

花柳寛氏はこの判決を不服として控訴しましたが、東京高等裁判所(安浪亮介裁判長)はわずか2回の期日を開いたのみ(実質的審理の期日は1回のみ)で審理を終了し、**本年12月16日(金)15時00分に判決が言い渡されることとなりました(東京高等裁判所・第808号法廷にて)**。その判決の内容についてはあらためてご報告させていただきます。

2 花柳寛氏はお流儀の内外に対する説明責任を果たしていません

本年5月の東京地方裁判所の判決は、以下のように判断しました。これは、花柳寛氏が自らに不都合な存在である花柳貴彦を花柳流から排除することを主たる目的として、他の理由をこじつけて除名処分を行ったとの当方の主張を認めたものです。

- 「被告花柳寛が花柳流における自らの四世家元としての地位の基盤を固め、自らの孫への五世家元の承継を図るに当たり、三世家元から後継者の候補と目されていた原告青山貴彦を花柳流及び被告花柳会から排除する意図があったことをうかがわせる」(判決75頁)
- 「自らの四世家元としての地位及び自らの孫への家元の承継につき異議を唱えることが想定される存在であった原告青山貴彦を花柳流から排除することが花柳流

の内部秩序を維持するために必要であるという意図が介在したものと推認される」
(判決 75 頁)

この判決の後、現在までに 600 名を越えるお流儀の皆様から、「花柳創右氏への五世家元継承及び花柳寛氏による「壽應」襲名を執り行うことはお流儀のためにならない」との内容のご署名が寄せられており、多数のお流儀の方々が花柳創右氏への家元継承及び「花柳壽應」の襲名に反対し、お流儀の将来に不安を抱いている状況にあります。それにもかかわらず、花柳寛氏はそのような反対意見に耳を傾けず、本年 6 月に花柳創右氏への五世家元継承及び「壽應」襲名を強行しました。

花柳寛氏は、お流儀の皆様の疑問や我々からの質問に対する説明を一切行っていません。たとえば、花柳寛氏は、①なぜ花柳創右氏に対して五世家元を継承させることとしたのか、②なぜ三世お家元から家元後継者の候補と目されていた花柳貴彦に対して除名処分を行ったのか、といった点について説明すべきですが、未だに説明はなされていません。

また、花柳寛氏は、社会に対する説明責任も果たしていません。日本舞踊の最大流派である花柳流の家元継承という重要問題ですから、本来であれば、新聞、テレビ、雑誌等の報道関係者に対して自らの行動や考えを説明することは当然であり、社会的責務であるはずですが、しかし、花柳寛氏は、報道関係者を閉め出すという異様な雰囲気の中で 6 月に襲名行事を行った上、それから既に 5 ヶ月以上が経過しているにもかかわらず、現在に至るまで報道関係者への説明の場を設けていません。報道関係者から家元継承等の問題に関して上記のような質問がなされた場合、筋の通った説明をすることができないためにあえて説明の場から逃げているのではないかと推測せざるを得ません。

3 暫定的な家元にすぎない花柳寛氏による花柳創右氏への五世家元継承及び「壽應」襲名の強行は社会的に認められません

本年 5 月の判決において、裁判所は花柳寛氏が家元としての資質を問われる重大な非違行為を行ったことを認定しました。また、訴訟の過程では、①花柳寛氏は暫定的な家元にすぎないこと、②三代目お家元が花柳貴彦を家元後継者と考えていたこと、③花柳寿南海先生は花柳貴彦を四代目家元にすべきと主張したことなどの重要な事実を示す証拠が明らかになりました。そのため、お流儀内外の方々がそれらの事実を認識し、花柳寛氏の家元としての資質及び正統性に関して議論がなされることは必要不可欠です。そのような議論を待たずに花柳流名取の声に一切耳を傾けることなく家元継承や「壽應」襲名を強行すれば、お流儀の将来に禍根を残すことは避けられません。

多数の名取の反対意見や疑問の声に耳を傾けず、お流儀の内外への説明責任を一切果たすことなく、既成事実を作り上げるためになされた「家元継承」や「襲名」の強行に正当性はなく、無効であると考えざるを得ません。

4 花柳貴彦は来年1月の新年総会に出席して花柳寛氏に説明を求めます

来年1月28日には花柳流花柳会の新年総会が開催されますが、新年総会はお流儀の皆様が主体となって花柳流花柳会、ひいては花柳流の運営に関する重要な事項について審議し、決定する場ですから（花柳流花柳会の会則にそのように定められています。）、花柳寛氏による家元継承や襲名の強行という重要な問題について来年の新年総会で議論されるべきことは当然です。そのため、花柳貴彦は来年1月の新年総会に出席し、花柳寛氏に対して、家元継承やお流儀運営等の問題について問い質す所存です。

なお、新年総会では出席してお流儀の皆様に質問の機会が与えられており、実際に平成28年1月に行われた新年総会でも数名のお流儀の方がご質問されていました。そのため、お流儀の皆様であれば、事前に何らかの手続をせずとも、新年総会の場で現在のお流儀の運営やあり方等に関して自由にご質問していただくことができます。

また、本年5月の東京地方裁判所の判決は、花柳流の名取の地位にある者は自動的に花柳流花柳会の会員の地位を取得するとも判断しています。これによれば、年会費を支払っておらずとも、また、会員証を持参しておらずとも、花柳流の名取の方であれば花柳流花柳会の会員として新年総会に出席できることとなります。

お流儀の皆様におかれましても、ぜひとも来年1月の新年総会にご出席いただきますようお願いいたします。新年総会は、銀座ブロッサム中央会館ホール（東京都中央区銀座二丁目15番6号）にて、来年1月28日（土）の15時00分より行われる予定です。また、新年総会への出席に関してご不明な点やご質問等がありましたら、私共までご連絡ください。

草々

【ウェブサイトでの情報提供について】

花柳貴彦は「花柳流に思いをこめて」と題するウェブサイト (<http://hanayagi-takahiko.net/>)でも活動等に関する最新の情報をご提供しています。

※題名で検索していただければご確認いただけます。

※ウェブサイトを通じてご意見をお寄せいただくこともできます。